

入札監理小委員会  
第227回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 227 回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 24 年 9 月 4 日（火）17:07～17:54

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）等の審議

○法務局・地方法務局の施設の管理・運營業務（法務省）

2. その他

<出席者>

（委 員）

稲生主査、樫谷副主査、小松専門委員

（法務省）

東京法務局総務部会計課 中崎会計課長

さいたま地方法務局会計課 中野会計課長

千葉地方法務局会計課 川名会計課長補佐

法務省民事局総務課登記情報管理室 富澤補佐官

法務省大臣官房会計課法務予算係 渡辺補佐官

（事務局）

後藤参事官、栗田参事官

○稲生主査 それでは、ただいまから第227回入札監理小委員会を開催します。

本日は、「法務局・地方法務局の施設の管理・運営業務」について、「東京法務局」、「さいたま地方法務局」及び「千葉地方法務局」の3つの実施要項（案）の審議を行います。

本日は、東京法務局総務部会計課中崎課長、さいたま地方法務局会計課中野課長、千葉地方法務局会計課川名課長補佐に御出席いただいておりますので、それぞれの実施要項（案）の内容等について、合わせて25分程度で御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○中崎会計課長 東京法務局総務部会計課長の中崎と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の入札実施要項（案）に沿って、「東京法務局が管理する庁舎における施設管理・運営業務民間競争入札」の実施要項について説明させていただきます。

今回、本業務を実施する法務局が管理する庁舎は、法務局の業務である登記、供託、戸籍・国籍、訟務、人権擁護及び総務等の官房部門の事務スペースと、一般国民が利用する登記・供託等の申請窓口や待合室等のスペースで構成されており、具体的な対象施設は、1ページの1.1(1)イの「施設概要」のとおり、すべて東京都内になります。対象施設の詳細は、18ページの別紙1-1「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」に記載しておりますとおり、単独庁舎として、府中支局から田無出張所までの15庁舎と、その下に記載しております東京法務局本局が入居する九段第2合同庁舎以下3つの合同庁舎等は、いずれも東京法務局が管理官庁となっている施設となります。

以上、18か所の庁舎を対象とし、これらの施設に係るいわゆる庁舎維持管理業務について一括で入札を実施することとしております。

なお、対象施設のうち、東京法務局本局が入居する九段第2合同庁舎は、別紙2記載の5官署が入居する14階建ての延べ床面積が約3万㎡と、他の対象庁舎と比較して、かなり大規模の施設であるという特徴がございます。

次に、本件の対象となっている業務については、1ページの1.1(3)「業務の対象と業務内容」に記載しているとおり、イの「建築設備管理業務」として、①「エレベータ設備の保守点検」から⑯「非常用自家発電設備・蓄電池設備点検保守」までの16業務、2ページのロの「清掃業務」から3ページのヌの「害虫駆除業務」までの9業務、計25業務となっております。

個々の業務内容については、国土交通省監修の「建築保全業務共通仕様書」及び73ページ以降に添付しております別添1～9に記載のとおりでございます。

また、本業務の実施に当たり、3ページの1.1.1に包括的に、各業務を管理するために、「管理・運営業務全般に係る業務」を設けております。

次に、達成すべき質の設定として、4ページの1.2「サービスの質の設定」に記載のとおり、1.2.1「管理・運営業務の質」から6ページの1.2.6の「その他の特記事項」まで6項

目を定めております。これらの業務につき、後ほど説明させていただきますが、5ページの1.2.2に「各業務において確保すべき質」において、「仕様書」に定める内容について、法令に反しない限り、改善提案を行うことを認め、同ページの1.2.3「創意工夫の発揮可能性」において、本件業務全般を対象とし、質の確保の観点からの提案とコスト削減に関する提案をしていただくこととしております。これらの提案については、入札時に「企画書」の形で提出していただくこととしております。

また、委託費の支払については、5ページの1.2.4「委託費の支払」に記載のとおり、検査・監督の結果、要求する水準を満たしていない場合は、再度業務を行わせるとともに、業務改善計画書を提出させ、遂行後の確認ができない限り委託費の支払は行わないものとしております。

次に、本業務の実施期間ですが、6ページの2.「実施期間に関する事項」に記載のとおり、平成25年4月から平成28年3月末までの3年間としております。

次に、入札参加資格に関する事項については、6ページの3.「入札参加資格に関する事項」に記載しております。入札参加資格については、全省庁統一参加資格の「A」に加え、競争性を高めるため、直近下位の資格である「B」までとし、7ページの3.(10)に記載しておりますが、入札参加グループで応札するグループ企業については、「C」及び「D」の資格についても可としております。

また、7ページの3.(7)では、労働保険等の適用を受け、かつ、各保険料の滞納がないことを条件としております。これは、本業務を適切に実施していただくために、労働保険料等についての納付等に問題がなく、適法に企業活動を行っている者に委託することが重要との考えから、他省の他の業務の入札実施要項の記載を参考にして、入札参加資格に関する事項の要件の1つとしました。

なお、法務局で実施しております「登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の民間競争入札」において、一部の委託事業者が多額の社会保険料を滞納したことが原因となって、契約を解除せざるを得なくなったという事情もございます。

次に、本業務の入札スケジュールですが、7ページの4.「入札に参加する者の募集に関する事項」に記載のとおり、本年11月下旬に官報公告を行い、入札説明会、開札、そして、落札者の決定を来年2月中旬から下旬ごろに行うことを予定しております。

なお、本業務は対象施設が多く、現場説明会を予定しておりませんが、18ページ以降に添付しております別紙1-1に加え、別紙1-2、1-3の情報を公開し、希望される場合は、随時、対象庁舎を見ていただくことを予定しております。

入札実施手続については、提出書類として、入札書、入札参加資格を証明するための資料及び企画書を提出していただきます。企画書については、9ページ5.「対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定方法に関する事項」で示す本業務の実施体制や管理業務に対する提案内容の審査を行うため、7ページの4.(2)ハ「企画書の内容」に記載する書類の提出を求めています。

提出していただく提案については、8ページの4.(2)ハ(ト)Aにおいて、本業務の全般を対象として仕様書に定める業務を仕様書に基づき行う上で、業務の質を維持向上させ、コスト削減につながる提案について、また、同Bにおいては、仕様書に定める内容そのものについて改善提案を行う場合について、それぞれ提案方法を定めております。これらの提案は、従来の実施方法として示している仕様書に求められている水準、または、その業務の目的を達することができるのであれば、民間事業者の知見等を活用した実施方法の改善または工夫等を提案いただき、それが妥当なものと認められるものであれば、これらを入札額に反映していただくこととし、質の維持向上及びコスト削減につなげることを目的として求めています。

提出していただいた書類については、法務局において審査を行い、6ページの3.の「入札参加資格に関する事項」及び9ページの5.1「入札参加資格の確認に当たっての質の審査項目の設定」記載の内容を満たす事業者であると認められた場合に、入札書を提出していただきます。提出いただいた入札書については、9ページの5.2(1)「落札者決定の方法」に記載のとおり、本件は、最低価格落札方式にて落札者を決定させていただきます。

次に、従来の実施状況については、31ページの別紙5-1以降に添付しております。

次に、10ページの7. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項については、機械室等の本業務の遂行に必要な施設・設備等として記載し、それらの設備の使用制限等について併せて規定しております。具体的には、中央監視室や警備室及びその詰め所等を考えております。

その他、11ページの8. 「公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項」、16ページの9. 「公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項」、17ページの10. 「対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項」及び11. 「その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項」については、幾つかの他の事項における実施要項を参考にして、同様に記載しております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○稲生主査 では、続きまして、さいたま地方法務局からお願いします。

○中野会計課長 さいたま地方法務局会計課長の中野でございます。よろしく願いいたします。

お手元の「さいたま地方法務局が管理する庁舎における施設管理・運營業務民間競争入札実施要項(案)」については、今ほど説明のございました東京法務局の入札実施要項(案)と基本的な記載内容は同じですので、異なる部分について説明させていただきます。

では、お手元のさいたま局の実施要項(案)の1ページをごらんいただきます。

本業務の対象施設は、ここにある1.1の(1)イ「施設概要」のとおり、すべて埼玉県内になりますが、さいたま地方法務局が入居する12か所の単独庁舎と6か所の合同庁舎が対象となっております。対象施設の詳細は、18ページの別紙1-1に記載しております。この別紙1-1「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」に記載しておりますとおり、単独庁舎としては、久喜支局から集中書庫センターまでの12庁舎と、その下に記載しております、さいたま地方法務局本局が入居しているさいたま第2法務総合庁舎以下6つの合同庁舎は、いずれもさいたま地方法務局が管理官庁となっている施設となります。

以上18か所の庁舎を対象とし、これらの施設に係るいわゆる庁舎維持管理業務について、一括で入札を実施することとしております。

次に、本件の対象となっている業務については、また1ページに戻りますが、1ページの1.1の(3)「業務の対象と業務内容」に記載しているとおり、(3)のイ「建築設備管理業務」として、①「エレベータ設備の保守点検」から⑦「機械警備業務」までの7業務と、2ページのロの「清掃業務」から2ページのトの「植栽管理業務」までの6業務の計13業務及び2ページの1.1.1の(1)に記載の「管理・運營業務全般に係る業務」となっております。個々の業務内容については、国土交通省監修の「建築保全業務共通仕様書」及びこの実施要項(案)の75ページ以下にある別添1～6に記載のとおりでございます。

なお、対象業務については、先ほど説明のありました東京法務局よりも庁舎規模が小さいなどの理由から、この対象業務は若干少なくなっております。その他の事項については、東京法務局と同じ規程となっております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

○稲生主査 ありがとうございます。

続きまして、千葉地方法務局さんお願いいたします。

○川名会計課長補佐 千葉地方法務局会計課課長補佐川名です。よろしく申し上げます。

お手元の入札実施要項(案)については、先ほど説明のありました東京法務局及びさいたま地方法務局の入札実施要項(案)と基本的な記載内容は同じですので、異なる部分について説明させていただきます。

お手元の「千葉地方法務局が管理する庁舎における施設管理・運營業務民間競争入札実施要項」の1ページをごらんください。

本業務の対象施設は、1.1(1)イ「施設概要」のとおり、すべて千葉県内になりますが、千葉地方法務局が入居する13か所の単独庁舎と2か所の合同庁舎等となります。

対象施設の詳細は、17ページの別紙1-1に記載しております。この「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」に記載しておりますとおり、単独庁舎として、佐倉支局から旧千葉西出張所までの13庁舎と、その下に記載しております千葉地方法務局本局が入居する千葉地方合同庁舎以下2つの合同庁舎等は、いずれも千葉地方法務局が管理官庁となっている施設となります。以上15か所の庁舎を対象とし、これらの施設に係るいわゆる庁舎維持管理業務について、一括で入札を実施することとしております。

次に、本件の対象となっている業務については、1ページの1.1(3)「業務の対象と業務内容」に記載しているとおり、(3)イの「建築設備管理業務」として、①「エレベータ設備の保守点検」から④「自家用電気工作物」の4業務、2ページのロの「清掃業務」から同ページのホの「植栽管理業務」までの4業務、計8業務及び2ページに記載の「管理・運営業務全般に係る業務」となっております。個々の業務内容については、国土交通省監修の「建築保全業務共通仕様書」及び別添1～8に記載のとおりでございます。

なお、対象業務については、先ほど説明のありました東京法務局より規模が小さい等の理由から、対象業務は少なくなっております。その他の事項については、東京法務局と同じ規程となっております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

○稲生主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明をいただきました実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○樫谷副主査 東京法務局さん、皆さんそうだと思いますが、入札実施要項（案）の5ページに、「品質の維持」があります。そこで、(3)(4)ですが、これは標準的な他のところの実施要項を見られたということで、10分あるいは120分とされたと聞いております。(4)の「障害発生時及び緊急対応時の現地への所要時間」概ね120分ということですが、同じ庁舎でもいろいろ特色があると思うのですけれども、120分といったときに、多分都内だったら渋滞状況によって違ったりいろいろな状況があると思うし、障害発生時・緊急対応時といったときに、例えば地震などを想定したら行けない場合もあると思いますが、これは御検討いただいた上で120分をつくられたと思うのですが、どのようなイメージで考えたらよろしいのでしょうか。

○渡辺補佐官 法務省大臣官房会計課法務予算係の渡辺と申します。よろしく申し上げます。

今回の入札の実施要項の作成では、東京、さいたま、千葉の法務局の方と、本省として、協力して作成してきた経緯があり、御質問が各実施要項に共通の話ですので、私の方から回答させていただきます。御質問の確認で申しわけないのですが、どのようなイメージというのは、具体的にどういうことでしょうか。

○樫谷副主査 例えば私が入札に参加したいというときに、障害とか緊急といったときに、道路の障害もなければぱっと行けますよと。例えばこれが東京都内で、埼玉の大宮にその基地があって、通常ならば、120分あれば、東京都内ならどこでも行けるわけですが、緊急といったときにいろいろな状況が思い浮かぶと思うのですね。それは大地震とかそういうことではなくて、普通の状況で何か緊急の事態が施設の中で生じた場合と、こう考えていいのですね。

○渡辺補佐官 おっしゃっているのは、法務局という施設の中におけるトラブルではなくて、対外的要因といいますか、そういう話をされているということでしょうか。

○樫谷副主査 多分入札参加者がそういうことも想定する可能性があるのではということですね。要するに、庁舎の中だけでの緊急事態であれば、ほかは多分120分あれば十分行くと思うのです。

○渡辺補佐官 ここで書かせていただいているのは、庁舎管理業務の関係で何らかのトラブルがあって、業者の方にその施設に駆けつけてもらう場合というのを想定しています。ですから会社の基点から実際の施設のところへということ想定しています。

ただ、その場合に、おっしゃった地震が発生してトラブルが生じるとか、道路に障害があるとか、そこまでの想定はしておりません。基本的には、こちらは「品質の維持」という項目でございますので、障害発生時に速やかに対応してもらいたいというのがあるのですが、先ほどの説明にもございましたように、施設がたくさんございますので、どの施設にも例えば10～20分で来るのは到底無理です。大体2時間ぐらいいれば、今回の対象地域には来てもらえるのではないかと、逆に言うと、そういう体制をとっていただければ速やかに対応してもらえるとのこちらの要件を挙げさせてもらっています。ほかの要項にも、同じような例がございましたので、示させていただいたものでございます。

○樫谷副主査 障害発生時というのは、主に庁舎の中での何か障害が出たときに、10分て来いというのは無理だから、2時間以内に来てくれるような場所に基地があればそれでいいと、こういう理解でいいということですね。

○渡辺補佐官 そのとおりです。もちろん近くにあつてすぐ来れるのに、2時間かけてもいいとか、そういう主旨ではございませんけれども、不可能なことを言ってしまうのがないので、たくさんこういう施設はございますから、ある程度時間がかかるのはやむを得ないところもございますので、そういうことから2時間程度で来てもらえればというのをここに挙げさせていただいたものでございます。

○樫谷副主査 それから、もう一つは7ページの上の(7)(8)で、保険料の滞納がないこととか、暴力団の排除ですね。これは、その下の方の(2)の提出書類の中で、「入札参加資格を証明するための資料」として、(7)(8)のことを証明する書類はどこかにあると考えていいですね。例えば(6)の経営状況又は決算書を出せば済むという話ですね。

○渡辺補佐官 労働保険料等の滞納がないとは、「滞納がない旨の証明書」を出してもらうことを想定しております。警察の暴力団云々は、もちろん契約は全部こういう仕組みになってございますので、何らかの方法は決められてございます。

○樫谷副主査 事業者側は、証明するだけの資料がないのではないのでしょうか。

○渡辺補佐官 照会すると聞いております。

○樫谷副主査 そのための資料を提出すると書いてあったので、自ら暴力団員ではありませんと。「あります」というのを証明するのは簡単なのはわかりますが、「ないです」と証明するときどんなことをすればいいのか。警察に行って証明書をもらって来いという話ですね。

○富澤補佐官 法務省民事局登記情報管理室の富澤と申します。



会計手続の中で、警察等にそういった照会をして、問題がなければ返ってくるというような手続になっていたと思います。

○樫谷副主査 積極的に事業者から照会ということではないのですね。

○富澤補佐官 こちらから照会をかけて確認するということです。

○樫谷副主査 わかりました。

私の方は以上です。

○稲生主査 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小松専門委員 東京の場合で言うと4ページで、アンケートをすることが書かれているのですが、満足度70%、アンケートは対象施設の職員を対象に年1度実施することになっているのですが、70%というのは、例えば10か所以上の小さな施設があるとして、それぞれの施設ごとに70%を確保せよということなのか、あるいは、東京法務局を管理する施設全体でアンケートをしたときに、全体で70%が「いいよ」と言えればいいとおっしゃっているのか、これはどちらを指しておられるのでしょうか。

○富澤補佐官 今しっかり整理されているところではないのですが、個別に70%というのが一定の目安かと考えております。

○小松専門委員 そうすると、例えば一番小さなところで、職員の方は何人ぐらいいらっしゃるのですか。全部ひっくるめて結構ですけれども、一番少ないところで何人ぐらいかということですか。

○中崎会計課長 10人ちょっとぐらいです。

○小松専門委員 そうすると、7人以上が「イエス」と言ってもらわないと困るということになるのですね。こういうのは数が多いと割に信頼性が高いですけれども、数が少ないところだと、何かちょっとけんかをすると評価が下がるとか、その辺が、こういうアンケートという形で、しかも、職員の方に対してというときに、小規模なアンケートが有効かどうかというのはちょっと気になるころではあるのですね。むしろ、サンプルと言ったら変ですけれども、こういう調査をするときには、50人とか100人ぐらいは最低確保した方がいいというのは、我々の方の常識ではあるのですけれども、そうすると、そういうことがちょっと難しいところもたくさんあるということですね。その場合に、結果の信頼性みたいなものをどう考えればいいのかというのはちょっと疑問が残るところではありますね。

それと、もう一つ、別にこれはこうしなさいということではないのですが、職員に対してアンケートをされる場合と、来庁者ですね、来られた方にアンケートをする場合と二通りあると思うのですが、職員にということでお考えになった何か理由はあるのでしょうか。

○渡辺補佐官 このアンケートを実施するときには一定の時期に行う一方、庁舎の維持の関係ですので、業務的には年間通して行うことから、恐らく毎日勤務している職員が一番様

子がわかると考えております。なおかつ、職員の方で快適に職務ができなければ意味がないというのがまず第一でございますので、そのようなところも職員が一番わかるというところから職員に対するアンケートとしております。

また、間接的ではございますが、恐らく来庁者の皆様も何か問題があれば、まずは職員の方に言ってくると思いますので、そのような問題点も、職員に対するアンケートを通じて反映されるものと考えられることから、職員にアンケートをすることで一番結果がわかるのではないかと考えております。

○小松専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○稲生主査 ほかにいかがでしょうか。

○樫谷副主査 アンケートの27ページの6番目に、空調と温度管理について括弧書きで冷房は28度で、暖房が19度と書いていただいているので、それほど心配する必要があるかどうかわかりませんが、状況によっては、これは法務局として指定したものですので、これを不満かどうかと言われても、なかなか事業者の責任ではないという部分もあるのですね。だから、不満かどうかを聞くのはもちろんいいとは思いますが、事業者の評価の際に、果たして対象としていいアンケート項目なのかどうかというのは若干疑問があります。実は以前、この括弧の中はなかったのですけれども、去年の話ですから、特に暑い、節電の夏の中で、かなり不満が出たのですね。当然、それは評価の対象項目になっていたのですが、こういう事情でと言い訳みたいなことも書いてあったのですね。それはそれでそういう対応の仕方でもいいのかもわかりませんが、何となく28度というふうにしてあるわけですね。それで不満か満足かと言われても、「いや、それは不満です」と言いたくなる人もいるかも知れませんが、事業者の評価には対象としない方がいいのかなという気はするのですけれども、どのようにお考えですか。いかがでしょうか。

あるいは、場所ごとに、その施設によって違うと思うのですが、部屋ごとに管理ができる部分と、全体でやる場合と、そうすると、微妙に上の方は暑かったり、下の方は少し効き過ぎたり、これは庁舎によって違うかも知れませんが、特にこういうふうに決めてしまいますと、そういうことが出るのかなという気はして、余りいい結果が出なかったときの対応ですね。そういう意味では評価の対象としない方が一つの方法だと。これで決めなさいと法務局が言ってしまうわけですから。

○富澤補佐官 検討させていただきたいと思います。

○樫谷副主査 検討をしていただきたいと思います。

○富澤補佐官 はい。

○稲生主査 今回は非常に施設の数が多くて、しかも、老朽度と申しますか、随分ばらつきがあるのかなと思われるのですけれども、基本的に、今までメンテナンスは法務省さんの基準に基づいて、どの施設、出張所についても、すべて内部規程に基づいて行われてきたと考えてよろしいのでしょうか。

○中崎会計課長 そのとおりでございます。

○稲生主査 その点については、何か特筆すべき事項ということでは特にないという理解でおりますけれども、例えば非常に古い施設、20～30年使っているような施設も結構散見されるのですけれども、それについては、そもそもこういったような大修繕がそろそろ必要であるとか、そういった提案が行われた場合は、法務省さんとしてはどういうふうな対応をなさるのでしょうか。つまり、改善提案の1つとして、例えばそういう点検の方法みたいなものを提案いただいて、それがもしよしとするのであれば、個別に評価するような仕組みとか、そういったものを導入するとか、その点はどういうふうに考えればよろしいですか。今回は、施設の管理になりますので、改善提案と言っても、余りたくさんのご意見が出てこないことも予想されるのですけれども、そういった施設の老朽度合いとか、いろいろな更新の必要性であるとか、そういった提案はどういうふうに評価していくのか、何かそこら辺のお考えみたいなものは中で整理されているのでしょうか。

○冨澤補佐官 現状では、施設の改修を伴うような提案というところまでは想定はしておりません。仮にそのような提案がなされれば、通常の施設、営繕工事のいろいろ計画がございますので、そういった中で勘案させていただきたいとは思いますが、基本的には、こういった庁舎の維持管理の中で、営繕工事の施設関係の工事も含むというまでは範囲は考えておりません。

○稲生主査 わかりました。ありがとうございます。

それから、もう一点、従来の実施状況の情報の開示についてですが、例えば東京法務局さんで言うと31ページ以降にありますけれども、確かに、「従来の実施に要した経費」の例えば31ページの記載を拝見すると、委託費定額部分としてこういう全体が固まった数字が契約ベースの数字が入っていると思うのですけれども、ただ、応募する方からすれば、もう少しその中身を知りたいということで、例えば委託費の定額部分をもう少しブレイクダウンしたような形の数値の開示が可能かどうかということと、それから、次の32ページの「従来の実施に要した人員」も、契約で一括して行われていますので、民間さんがもししているのであれば、実際に把握するのは難しいのかもしれませんが、ですが、例えば何か工夫をされて、この人員体制みたいなものの情報を記載することができないかどうかとかです。もう少しコストを算定して、あるいは人数を算定していく上で、役に立つような有益な情報の開示がここに盛り込めないかという点についてはいかががお考えでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

○中崎会計課長 金額については、参考として、35ページ以下にある程度細かく載せておりますので、これで対応できるものと思われまます。

人員については、過去の22、23年は、うちの方でもちょっと把握できない部分が多いのですが、24年度については、ある程度の把握はできますので、これについては人員の情報を開示するようにしたいと思います。

○稲生主査 よろしくお願ひします。

このほかはいかがでございますか。

○樫谷副主査 今回の情報開示のところの35ページ以下の中をちょっと見ますと、金額が若干振れているものはいいのですが、結構振れているものがあったりするのですが、この理由などは特に書かなくても、管理・運営という性格から言って、事業者が判断するときに理解できると考えてよろしいのでしょうか。

例えば、38ページの8. に板橋出張所があります。その中の上から2つ目の②の「空調設備等保守点検」があつて、97万、54万、103万となっていて、23年度が少し少なかったり、そういう類のものがたくさんはないのですけれども、例えば39ページの練馬出張所も、同じように、72万2,000、30万7,000、71万5,000となっていたり、ちょっと振れるようなものがあるのですが、その理由は、23年度は地震とかいろいろあつて、少し変わっているかわかりませんが、もしそういうのが特徴的なものがある部分については、御説明を少しつけていただいた方がいいという気がいたします。

○中崎会計課長 ただいまの御指摘の部分ですが、おっしゃるように、空調の部分で、23年度はかなり落ちているのが目立ちますが、それについては、31ページの下の枠の一番下の行に、23年度の空調設備保守点検等については、入札によって価格が前後の年度に比べ安価になっているということを記載しています。

○樫谷副主査 毎年やっていて、それで、たまたま23年度が。

○中崎会計課長 たまたま23年度が安かったということです。

○樫谷副主査 わかりました。

○小松専門委員 従前は、それぞれの出張所ごとに入札をかけてやっておられたのですか。現在ですね。

○中崎会計課長 業務ごとにそれぞれ行っていました。

○小松専門委員 まとめてですか。

○中崎会計課長 庁舎はまとめるのですが、業務ごとに一件ずつという形です。

○小松専門委員 わかりました。

○稲生主査 よろしいですか。

それでは、時間となりましたので、「法務局・地方法務局の施設の管理・運營業務」の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 本日、委員の先生方からいただいた御意見を踏まえまして、修正できるところは修正した形でパブリックコメントを実施させていただきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○稲生主査 よろしく申し上げます。

それでは、本実施要項（案）については、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、法務省さんにおかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対するパブリックコメントの結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願い申し上げます。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。  
本日は、どうもありがとうございました。